

口述審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

1: 運航に必要な知識

□1-1 最近の変更点

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

(飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須とする)

○航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容についても理解しているか確認する。

なお、審査終了後には、航空局が直近に発信したリーフレットを被審査者に手交すること。

➤特定操縦技能審査口述ガイダンス(「ガイダンス」という)「第1部 1-1. 最近の変更点」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

□1-2 一般知識

□安全講習会受講により確認済

□安全講習会受講後の変更事項を審査

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1-2. 一般知識」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※質問した事項及び回答内容を記載すること。

□1-3 航空機事項等

○各項目について理解(理解力の程度を含め)しているか確認する。

➤ガイダンス「第2部 1-3. 航空機事項等」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

実技審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

2: 飛行前作業

□2-1 証明書・書類

- 航空機登録証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか確認させる。
 - 耐空証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか、耐空類別は何か、有効であるかを確認させる。
 - 運用限界等指定書を確認させる。
 - 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。
- 必要な証明書、書類等の有効性の確認及び航空日誌等の記載事項を解読し説明ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-2 重量・重心位置等

- 審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。
- 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できる。(重量・重心位置等に関する質問事項に概ね答えられる)
- 必要滑走路長を計算させ、答えさせるとともに使用予定の滑走路長から離陸・着陸が可能か判断させる。
- 離陸重量、着陸重量が使用する予定の滑走路長での離着陸を安全にできる範囲内であることを確認できる。(離陸距離、着陸距離の定義を確実に答えられる)
- 使用する燃料及び滑油の種類および搭載量を答えさせる。
- 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-3 航空情報・気象情報

- 必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明させる。
- 航空情報を理解できる。
- 必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明させる。
- 天気図等を使用し、天気概況の説明ができる。
- 各種(空港等、使用空域)の気象通報式の解読ができる。
- 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-4 飛行前点検

○航空機の外部点検及び内部点検をさせる。

➤飛行規程等に定められた内部及び外部点検ができる。

○点検中、諸系統及び諸装置についても質問する。

➤点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされている。

➤上記のほか、飛行前点検に関する質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-5 始動・試運転

○始動及び試運転を行わせる。

➤チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できる。

➤制限事項を守れる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

3：空港及び場周経路における運航

□3-1 地上滑走（水上滑走）

○管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。

・概ね誘導路中心線上を滑走出力で滑走でき、滑走速度は安全上支障なく停止できる速度。

・ライドオンブレーキ（ブレーキを常にかけた状態）でないこと。

・特に小型機においては風向に応じたエルロン、エレベータ位置であること。

➤他機や障害物など周辺の状況を考慮し適切な速度及び出力で滑走でき、他機(特に大型機)の後方を通過する場合に、安全に対する配慮を行える。

○水上機の場合は、次の項目を行わせる。

・追い風、横風中の滑走

・風下側への旋回、漂流及びブイ埠頭へのドッキング

➤風、潮流を考慮して、安全に滑走、漂流、ドッキングができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□3-2 場周飛行及び後方乱気流の回避

○所定の方式に従って場周経路を飛行させる。

- ・場周経路は管制機関からの指示等がない場合は受審者の計画による。
- ・適切な見張りができること。
- ・速度は次の順位で上位のものを基準とする。
 - a 運航会社等の設定した速度、b 製造者の推奨する速度、c 受審者の決定した速度

○被審査者が計器飛行方式による運航を常とする場合は、上記場周飛行に代えて精密進入を実施することができる。

- ・速度は次の順位で上位のものを基準とする。
 - a 運航会社等の設定した速度、b 製造者の推奨する速度、c 受審者の決定した速度
- 場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できる。(注意点：適切な見張りが出来ていること。)
- 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、以内の変化であること。
精密進入により本科目を実施する場合は、以下の基準による。(被審査者が IFR による運航を主の場合)
- 所定の経路を正しく飛行できる。
- 最終進入以前の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、以内の変化であること。
- 最終進入中の諸元は、速度は±10 ノット、ローカライザーは1 ドット、グライドスロープは1 ドット以内の変化であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

4：通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止

□4-1 通常の離陸（離水）及び上昇

○所定の方式により通常の離陸（離水）を行わせる。

- ・滑走中は風上側にエルロンを使用して、機体を水平に保つこと。
- ・飛行規程に示された方法により方向を適切にコントロールすること。
- ・飛行規程を元に受審者が計画した速度でローテーションを開始すること。
- ・過度のピッチの上下をさせないで上昇姿勢をコントロールすること。

○水上機の場合は、向かい風及び軽微な横風中の離水のほか、可能ならばうねりのある水面からの離水を行わせる。

- 横風を修正し、滑走路の中心線及び延長線上を概ね維持しながら離陸、上昇できる。
- 上昇速度は±10 ノット以内の変化であること

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-2 通常の進入及び着陸（着水）

○所定の方法により通常の進入及び着陸（着水）を行わせる。

- ・風向、風速を考慮してベースターンの位置を決定。
- ・ベースレグでは風向、風速を考慮してパスを飛行。
- ・ファイナルターンでは30度を超えるバンクをとらない。
- ・ファイナルレグでは2. を元に被審査者が計画した速度を維持して飛行規程を元に被審査者が計画したパスを飛行。
- ・接地点は次のいずれか最も滑走路進入端に近い点を越えないこと。
 - a 進入端から滑走路長の1/3の点、 b 最も進入端から遠い進入端側の接地帯標識の終端
 - c 出発端から飛行規程により算出した着陸必要滑走路長だけ進入端側に寄った点
- ・接地は概ねセンターライン上に滑走路方向と平行に実施する。ただし、飛行規程にクラブ状態での接地が定められている場合は、飛行規程に従うこと。
- ・着陸滑走は概ねセンターライン上を行い、安全に減速すること。

○最終進入速度は所定の形態における失速速度の1.3倍か、製造者が設定した速度とする。

- 所定の経路を安全に進入できる。
- 突風成分を修正した進入速度を設定できる。
- 進入速度は、+10ノット、-5ノット、以内の変化であること。
- 指定された接地点付近に安全な姿勢で接地できる。
- 横滑り状態で接地(接水)したり、接地(接水)後著しく方向を偏位させない。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-3 着陸（着水）復行

○通常の着陸進入中、対地高度50フィート以下で着陸復行を指示し着陸(着水)復行を行わせる。

(口述ガイド「第2部 3. その他必要な事項(2) 着陸復行」に従って質問することもできる)

- 機を失せず安全に復行操作ができること。または、質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□4-4 離陸中止

○口述ガイド「第2部 3. その他必要な事項(1) 離陸中止」に従って質問する。

- 質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

5：基本的な計器による飛行

□5-1 レーダー誘導による飛行

○機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。

- ・被審査者に機位が不明となった状況を与える。
- ・被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。
- ・500 フィート以上の高度変更及び90 度以上の針路変更の指示を行う。
- ・被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。

(注) 高度変更と旋回の指示は同時には行わない。フードの使用は被審査者の任意による。

➤ 所定の方式により、レーダー誘導の要求ができる。

➤ 誘導の指示を理解し、対応した操作ができる。

➤ 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、針路は±10 度（水平直線飛行時、旋回停止時）以内の変化であること。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

6：飛行全般にわたる通常時の操作

□6-1 通常操作

○規程等に定められた飛行状況の管理を行わせる。

➤ 操縦に2人を要する航空機

- ・スタンダードコールアウトが実施できる。
- ・規程等に従った操作が正しく実施できる。

➤ 1人で操縦できる航空機

- ・規程等に従った操作ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

7：異常時及び緊急時に必要な知識

□7-1 諸系統又は装置の故障

○口述ガイダンス「第2部 7-1. 諸系統又は装置の故障」に従って質問する。

(実技審査により行うことも可能)

➤ 質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□7-2 離陸中のエンジン故障

○口述ガイダンス「第2部 7-2. 離陸中のエンジン故障」に従って質問する。

➤質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

8：航空機乗組員間の連携

(注) 操縦に2人を要する飛行機に限る

□8-1 乗員間の連携等

○機長として他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。

➤乗員間の連携等が適時緊密にできる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

総合判定 (全体的な操縦・知識の熟練度、得意・不得意な分野等を記載)

※審査員は本チェックリストを当該審査をした日から起算して少なくとも2年間保存すること。